

子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害救済に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

提出者

6番 西園寺 みきこ

12番 内山 さとこ

19番 斉藤 シンイチ

22番 土屋 美恵子

25番 しば みのる

武蔵野市議会議長 与 座 武 殿

子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害救済に関する意見書

子宮頸がんの予防を目的としたヒトパピローマウイルス感染症の予防ワクチン接種事業では、全国で 2,000 例を超える深刻な健康被害が報告されています。副反応は、四肢の痛み・けいれん・歩行困難など、整形外科的症状、生理不順など婦人科的症状、記憶障害や激しい頭痛など脳神経外科的症状など、多岐にわたっており、日常生活に大きな支障を来しています。

しかし、副反応の治療法はいまだ確立されておらず、被害者は複数の医療機関を転々としながら自力で治療法を模索しているのが現状です。

武蔵野市においては、平成 27 年 1 月に市内在住の 10 代の女性が被害者となった報告があり、平成 27 年 4 月から市独自の救済策を実施するための検討を進めています。しかし、予防接種事業は国の施策であり、本来救済策についても国が責任を持って取り組むべきものです。

よって、武蔵野市議会は、国会及び政府に対し、被害者救済が適切に進むよう、以下の事項を強く要請します。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応被害について、その因果関係を解明し、治療法の確立に向けた取り組みを一層推進すること。
- 2 被害者救済については、既存の制度を積極的に活用するとともに、子宮頸がん予防ワクチン副反応被害の多岐にわたる症状に鑑み、現状に適した独自の救済制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
総 務 大 臣	
厚 生 労 働 大 臣	